

# 2 景観づくりのあゆみ

わが国を代表する歴史的文化都市である鎌倉では、その歴史とともにつくられてきた良好なまち並みを後世に伝えるため、これまで景観づくりに関する様々な施策を推進してきました。鎌倉市の景観づくりのあゆみを3期に大別し、それぞれの取組の概要を紹介します。

## ❖ 草創期 (昭和40年(1965年)頃～平成7年(1995年)頃)

古都地域の緑地保全に取り組むなど、景観づくりの下地が完成した時期となりました。

昭和13年(1938年)の風致地区の指定を基礎とし、高度経済成長期には御谷騒動を契機とした古都地域を取り囲む緑地保全に対する市民の意識の高まりから、古都保存法の制定に至りました。鎌倉市では、これら緑地(歴史的風土)を対象として歴史的風土保存区域等の指定、宅地開発指導要綱の制定、鎌倉地域における建築物の高さの行政指導に取り組んできました。

## ❖ 初動期 (平成7年(1995年)頃～平成16年(2004年)頃)

市街地のまち並み形成、近代の歴史的建造物の保全など、全市的な景観づくりに着手を開始した時期となりました。

平成7年(1995年)に制定した都市景観条例は、市民と

の協働による景観づくりの仕組みを整え、建築物や屋外広告物のデザイン誘導を進めました。また、洋風建築物が鎌倉の都市景観の形成上重要であるとの認識に基づき要綱を制定し、平成2年(1990年)から現在までに32件の景観重要建築物等を指定しています。

## ❖ 展開期 (平成16年(2004年)頃～)

平成16年(2004年)の景観法制定を受け、鎌倉の景観づくりを定着・展開させた時期となりました。

鎌倉市では、平成6年(1994年)に策定した都市景観形成基本計画を継承・発展させ、平成19年(2007年)に景観法に基づき景観計画を策定しました。ここでは、景観形成の基本理念・目標を定め、市域を21区分し、区域毎に景観形成の方針・基準をきめ細かく定め、それに基づき建築行為や開発行為等の景観誘導に取り組んでいます。

また、平成20年(2008年)3月には、鎌倉駅・北鎌倉駅周辺の市街地を対象に建築物の高さや形態意匠(色彩等)の制限を定めた景観地区を都市計画決定し、長年の懸案事項であった中心市街地の景観づくりに一定の方向付けを行いました。

